

第3号議案**産別新規加盟の承認について****【連合北海道への加盟申請】**

全国コミュニティ・ユニオン連合会北海道地方連合会より、2025年9月5日に加盟申請があったので、連合北海道規約第9条に則り、本地方委員会にて加盟承認を諮ることとする。

組 織 名 全国コミュニティ・ユニオン連合会北海道地方連合会
略称:全国ユニオン北海道地連
代 表 者 執行委員長 小林 幸一
組織人員 771人(8月20日現在)
所 在 地 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4階

【連合北海道規約】 第5章 加盟、脱退**第9条 (加盟の手続き)**

連合北海道に新たに加盟しようとする組織は、連合の進路・規約・運動領域と活動のあり方に賛同する旨の証明を付し、書面で連合北海道会長に申し込むものとする。

第10条 (加盟の承認)

会長は、加盟の申し込みのあったときは、大会または地方委員会の議を経て加盟を承認し、当該組織に通知しなければならない。

第11条 (構成組織としての資格)

構成組織としての資格は、連合北海道の大会または地方委員会で加盟が承認され、決定された会費の第1回分を納入したときをもって発生する。

第12条 (脱 退)

連合北海道を脱退しようとする組織は、その旨書面をもって会長に届け出なければならない。届け出の日から1カ月を経過したときをもって成立する。

報告事項【住宅生協職組の脱退】

連合北海道直加盟組織の住宅生協職員組合は、事業縮小および職員の退職に伴い6月末をもって解散し、8月1日に連合北海道に対して脱退申請があった。申請後1か月を経過した9月1日に脱退が成立したことから、ここに報告する。